諮問庁:防衛大臣

諮問日:平成27年2月25日(平成27年(行情)諮問第74号)及び同年 9月8日(平成27年(行情)諮問第528号)

答申日:平成28年7月15日(平成28年度(行情)答申第187号及び同 第192号)

事件名:在外邦人等の輸送に係る武器の使用に関する訓令の一部を改正する訓令 令案新旧対照条文等の一部開示決定に関する件

在外邦人等の輸送に係る武器の使用に関する訓令の一部を改正する訓令案新旧対照条文の一部開示決定に関する件(文書の特定)

# 答 申 書

# 第1 審査会の結論

「在外邦人等の輸送に係る武器の使用に関する訓令及びその下部規則( 通達等)の全て(いずれも最新版)。\*電磁的記録が存在する場合,その 履歴情報も含む。」(以下「本件請求文書」という。)の開示請求に対し, 以下に掲げる2文書(以下「本件対象文書」という。)を特定し,その一 部を不開示とした各決定は,妥当である。

文書 1 在外邦人等の輸送に係る武器の使用に関する訓令の一部を改正 する訓令案新旧対照条文

文書 2 在外邦人等の輸送に係る安全確保のための措置及び武器の使用 に関する訓令の運用について(通達)(平成25年11月29日)

## 第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年12月15日付け防官文第1844号及び平成27年3月26日付け防官文第5149号により防衛大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った各一部開示決定(以下、併せて「原処分」という。)について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、各異議申立書の記載による と、おおむね以下のとおりである。

- (1)本件対象文書に関連しては、新旧対照表だけでなく、訓令の原本その ものがあるはずである。
- (2) 本件対象文書の電磁的記録についても特定を求める。
- (3)原処分で一部不開示とされた部分につき、当該部分に記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

#### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、法9条1項の規定に基づき、平成26年12月15日付け防官文第18444号及び平成27年3月26日付け防官文第5149号により、本件対象文書の一部が法5条3号の不開示情報に該当することから、当該部分を不開示とする各一部開示決定(原処分)を行った。本件各異議申立ては、原処分に対してされたものである。

## 2 法5条該当性について

本件対象文書のうち、文書1の2枚目、3枚目及び5枚目のそれぞれ一部については、武器の使用の手続、自衛隊の携行武器及び特定の状況下における自衛隊の行動に関する内容などが記載されており、これを公にすることにより、自衛隊の行動及び運用要領が推察され、自衛隊の裏をかいた行動をとることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

また、文書2の3枚目から6枚目までのそれぞれ一部については、武器の使用の手続、自衛隊の携行武器及びそれに伴う手続及び特定の状況下における自衛隊の行動に関する内容などが記載されており、これを公にすることにより、自衛隊の行動及び運用要領が推察され、自衛隊の裏をかいた行動をとることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

## 3 異議申立人の主張について

- (1)異議申立人は、「本件対象文書に関連しては、新旧対照表だけでなく、 訓令の原本そのものがあるはずである。」として、本件対象文書のうち 文書1のいわゆる溶け込み版に相当する行政文書の特定を求めるが、当 該文書の溶け込み版については作成しておらず保有していない。
- (2) 異議申立人は、「国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」(別件訴訟における準備書面)である。」として、本件対象文書の電磁的記録についても特定を求めるが、本件対象文書は紙媒体しか保有しておらず、本件異議申立てを受け、確実を期すために行った再度の確認においても、電磁的記録の存在を確認することはできなかった。
- (3) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分において一部を不開示とした決定の取消しを主張するが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検

討した結果,その一部が上記2のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり,その他の部分については開示している。

(4)以上のことから、異議申立人の主張はいずれも理由がなく、原処分を 維持することが適当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、平成27年(行情)諮問第74号及び同第528号を併合し、調査審議を行った。

①平成27年2月25日 諮問の受理(平成27年(行情)諮問第74 号)

②同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)

③同年3月12日 審議(同上)

④同年9月8日 諮問の受理(平成27年(行情)諮問第528号)

⑤同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)

⑥平成28年6月16日 本件対象文書の見分及び審議

⑦同年7月13日 平成27年(行情)諮問第74号及び同第5 28号の併合並びに審議

# 第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は,本件請求文書の開示を求めるものであり,処分庁は,本件対象文書を特定した上で,その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、「在外邦人等の輸送に係る武器の使用に関する訓令(平成11年防衛庁内訓第9号)」(以下「本件訓令」という。)の原本及び本件対象文書の電磁的記録の特定並びに不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが適当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

- 2 本件対象文書の特定の妥当性について
- (1) 本件訓令の最新版の特定について
  - ア 本件訓令の最新版の特定に関し、当審査会事務局職員をして諮問庁 に確認させたところ、諮問庁は、次のとおり説明する。
    - (ア)防衛省においては、訓令等の一部改正に際しては、いわゆる改め 文方式、すなわち、従前の訓令等の内容を改正する部分のみを記述 した改め文を作成する方法によっている。

改正内容を反映させて全条文を改めて整理したいわゆる溶け込み 版については、改正の際に必ず作成しなければならないものではな いため、本件訓令の改正に当たっては、情報保全の観点から、文書 の種類がいたずらに増えることのないように、溶け込み版を作成し なかった。

他方、本件訓令の改正を行うに当たり、従前の本件訓令からの変 更箇所を明確にする観点から、改正前後の内容を対照させた新旧対 照条文(文書1)を作成した。これには、改正前後の本件訓令の条 文がそれぞれ全て記載されている。

- (イ) 異議申立人は、本件訓令の「最新版」の開示を求めていたものであるため、制定当初の本件訓令及び改め文ではなく、改正後の本件訓令の条文が全て記載された文書を求めているものと理解し、これには新旧対照条文(文書1)が該当することから、これを開示すべき文書として特定した。
- (ウ)本件各開示請求及び各異議申立てを受けて、防衛省運用企画局国際協力課(当時。以下「国際協力課」という。)において、その都度、本件訓令の溶け込み版に該当する文書の探索を行ったものの、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。
- イ 以上を踏まえて検討すると、まず、異議申立人は、本件訓令の「最新版」の開示を求めており、また、本件各開示請求を本件訓令の溶け込み版に相当する行政文書の開示を求めるものと捉えている諮問庁の理由説明書の送付を受けて、これに対して特段の意見を述べていないのであるから、制定当初の本件訓令及びその後の改め文ではなく、改正後の本件訓令の条文が全て記載された溶け込み版の開示を求めていたものと解される。

そして、訓令の改正の際に、改め文のほかに溶け込み版の作成が義務付けられているとはいえず、情報保全を重視する観点から本件訓令の溶け込み版を作成しなかった旨の諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえない。

また、本件訓令の溶け込み版について行ったとされる探索の範囲、 方法についても特段不十分であるとはいえない。

- ウ したがって、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に 該当する文書を保有しているとは認められない。
- (2) 本件対象文書の電磁的記録について
  - ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ,諮問庁は,本件対象文書は訓令の一部改正に際して国際協力課が作成したものであり,同課においては,原稿を電磁的記録により作成した上で,これを印刷した紙媒体を行政文書として保有していたものであるが,当該電磁的記録については,紙媒体の外に電磁的記録を保有する必要がな

いことに加え、自衛隊の行動に関わる機微な内容が記載されているため、情報流出、データ破損の防止等、情報保全の観点を重視し、本件対象文書を完成させた後に廃棄したと説明する。

- イ 当審査会において本件対象文書を確認したところ、ほぼ全頁にわたり「指定前秘密」等のスタンプが押され、手書きの部分があることから、紙媒体の文書であると認められる。また、現に自衛隊の運用に関わる機微な内容が記載されていることが認められるから、情報保全の観点を重視して原稿の電磁的記録を廃棄した旨の諮問庁の説明が不自然、不合理であるとはいえない。
- ウ そして、上記第3の3(2)のとおり2度にわたり行ったとされる 電磁的記録の探索の範囲、方法が特段不十分であるとは認められない。
- エ したがって、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書(電磁的記録)を保有しているとは認められない。
- 3 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、武器の使用の手続、自衛隊の携行武器及びそれに伴う手続並びに特定の状況下における自衛隊の行動に関する内容などが記載されており、これを公にすることにより、自衛隊の行動及び運用要領が推察され、我が国に敵意を有する相手方において、自衛隊の裏をかいた行動をとることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって、本件対象文書の不開示部分は法5条3号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当である。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 3 号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

#### (第4部会)

委員 鈴木健太,委員 常岡孝好,委員 中曽根玲子